



鳥取県公報

平成 24 年 12 月 21 日(金)
号外第 1 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県保健所条例の一部を改正する条例 (83) (福祉保健課) 5
	鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例 (84) (子育て応援課) 7
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (85) (住宅政策課) 10
	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例 (86) (雇用人材総室) 20
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (87) (会計指導課) 23
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (88) (病院局総務課) 27
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (89) (人事企画課) 29
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例 (90) (〃) 36

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県保健所条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、保健所が発行する証明書の交付に係る手数料の額を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 証明書の交付に係る手数料の額は、1件につき650円（現行 420円）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

保育所の基準を条例で定めることに伴い、保育所の基準と整合性を保つため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 乳児が入所している場合は保健師又は看護師を置くよう努めること、入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援などの機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者の人数の基準を上回る配置に努めること等の認定基準を加える。
- (2) 幼稚園型認定こども園においても、付近の適当な場所を屋外遊戯場に代えることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備をする。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正され、条例で公営住宅の整備基準及び入居者の収入基準等を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。
- (2) 子育てしやすい環境の整備を図るため、優先入居の対象となる子育て世帯を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅の整備は、公営住宅等整備基準に定める基準に従うほか、県産材の活用、ユニバーサルデザインの導入等に努めることとする。
- (2) 県営住宅の入居収入基準は、次のとおりとする。
 - ア イ以外の者 15.8万円
 - イ 高齢者、障がい者等特に居住の安定が必要な者 21.4万円
- (3) (2)のイを適用する者及び優先入居の対象となる者に、義務教育期間が終了するまでの子がいる者を加える。
- (4) 用途廃止等が予定されている県営住宅に、入居期間を限定した期限付入居制度を導入することとし、これに関する手続について定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)及び(3)を除き、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、職業能力開発促進法の一部が改正され、条例で公共職業訓練の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める。

2 条例の概要

- (1) 県が設置する職業能力開発施設で実施する職業訓練について、県内の現状を踏まえ課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の事項について基準を定める。
- (2) 専門校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練については、専門校の行う職業訓練とみなすことができるものとする等専門校以外の施設で行うことができる職業訓練を定める。
- (3) 職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しないこととする。
- (4) 職業訓練指導員の資格を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、低炭素建築物の新築等に関する計画の認定等に関する事務等について新たに手数料を徴収するとともに、旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) アネロイド型圧力計の検定手数料は、1個につき90円とする。
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の新築等に関する計画（以下「計画」という。）の認定等の手数料は、次のとおりとする。

事務の区分		金額	
		適合証のない場合	適合証のある場合
計画の認定	住宅部分	32,000円（1戸の場合）～ 548,000円（301戸以上の場合）	4,000円（1戸の場合）～ 163,000円（301戸以上の場合）
	共用部分	101,000円（300㎡以下の場合）～ 469,000円（25,000㎡超の場合）	9,000円（300㎡以下の場合）～ 190,000円（25,000㎡超の場合）
	住宅部分及び共用部分以外の部分	224,000円（300㎡以下の場合）～ 841,000円（25,000㎡超の場合）	9,000円（300㎡以下の場合）～ 190,000円（25,000㎡超の場合）
計画の変更の認定	変更する部分	計画の認定に係る手数料の半額	
	増加し、又は減少する部分	計画の認定に係る手数料と同額	

- (3) ヒラメに係るクドア・セブテンプリンクタータ検査の手数料は、次のとおりとする。

事務の区分	金額
PCR検査（種苗検査）	1回につき19,900円
検鏡検査（養殖魚出荷前検査）	1回につき15,700円

- (4) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付に係る手数料は、廃止する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、県立病院において徴収する使用料について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 新たにセカンドオピニオンの相談に係る使用料として、相談時間1時間につき10,500円を徴収する。
- (2) 受精卵凍結保存料の額を1件につき42,000円（現行 1年につき42,000円）に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - 医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員の給料月額を1.8パーセント引き下げる。
- (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正
 - 給料表の切替え等に伴う経過措置による給料の額についても、(1)と同様に引き下げる。
- (3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与並びに収用委員会の審理等のために出頭させた参考人の手当の額の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正
 - 知事等の特別職の職員の報酬又は給料の額を1.8パーセント引き下げる。
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
 - 教育長の給料の額の上限を72万2,000円（現行 73万5,000円）とする。
- (3) 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正
 - 参考人の手当の額を1日につき9,900円（現行 10,100円）とする。
- (4) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

条 例

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第83号

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診断書の交付 1件につき420円</p> <p>(3) <u>証明書の交付 1件につき650円</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 診断書又は<u>証明書</u>の交付 1件につき420円</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例)</u></p> <p>2 <u>平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</u></p> <table border="1" data-bbox="826 1637 1374 1928"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県鳥取保健所郡家支所</td> <td>八頭郡八頭町</td> <td>鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う保健所の名称、位置及び所管区域の特例)</u></p>	名称	位置	所管区域	鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡
名称	位置	所管区域					
鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡					

3 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第2条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。

名称	位置	所管区域
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。）
鳥取県日野保健所	日野町	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第84号

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係） 1 幼保連携型認定こども園 (1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの		別表（第3条関係） 1 幼保連携型認定こども園 (1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの	
項目	基準	項目	基準
職員配置	<p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 乳児が入所している場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</u></p> <p><u>エ 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者のアに定める人数を上回る配置に努めること。</u></p>	職員配置	ア・イ 略
略		略	
管理運営等	<p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 感染症、熱中症又は食中毒の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>オ 子どもの処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>カ 障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。</u></p> <p><u>キ 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、</u></p>	管理運営等	ア～ウ 略

<p>定期的に訓練を行うこと。</p> <p>ク <u>設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p> <p>ケ 略</p>

<p>エ 略</p>

(2) (1)以外のもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略
	ウ <u>入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者のアに定める人数を上回る配置に努めること。</u>
略	

(2) (1)以外のもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略
略	

2 幼稚園型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。）を除く。）に同じ。
略	
管理運営等	ア 略
	イ <u>1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準（同基準イを除く。）に同じ。</u>

2 幼稚園型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。） <u>及びカ</u> を除く。）に同じ。
略	
管理運営等	ア <u>保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</u>
	イ 略
	ウ <u>子どもの健康管理に関し、病院又は診療所との緊密な連携が図られていること。</u>
	エ <u>その他大臣基準第8に規定する基準を満たすこと。</u>

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすとき

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすとき

に係る部分に限る。)を除く。)に同じ。	に係る部分に限る。) <u>及びカ</u> を除く。)に同じ。
略	略
3・4 略	3・4 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第85号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 県営住宅等の整備（第2条の2・第2条の3）</u></p> <p><u>第3章 県営住宅等の管理（第3条—第24条の2）</u></p> <p><u>第4章 社会福祉法人等による県営住宅の使用（第24条の2の2—第24条の8）</u></p> <p><u>第5章 中堅所得者等による県営住宅の使用（第24条の9—第24条の12）</u></p> <p><u>第6章 駐車場の管理（第24条の13—第24条の19）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第25条—第29条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>県営住宅等の設置及び管理に関する事項について定め、住宅に困窮する低額所得者に対して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で提供することを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 県営住宅等 県営住宅及び共同施設をいう。</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p> <p><u>（7） 略</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>県営住宅及び共同施設の設置並びにこれらの管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p>

第2章 県営住宅等の整備

(設置)

第2条の2 県営住宅等を別表第1のとおり設置する。

(整備基準)

第2条の3 県営住宅等は、次に掲げるところにより、整備するものとする。

- (1) 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するようにすること。
- (2) 安全、衛生、美観等を考慮するとともに、県営住宅の入居者等の年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、便利で快適に居住し、又は利用できるようにすること。
- (3) 県産材（県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。）の使用に努めることにより、環境との調和及び地場産業の振興に配慮すること。
- (4) 設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の削減を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に従うこと。

第3章 県営住宅等の管理

(入居者の公募)

第3条 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

(設置)

第2条の2 県営住宅（共同施設を含む。）を別表第1のとおり設置する。

(入居者の公募)

第3条 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

<p>ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円</p> <p>(ア) その者又は同居する者に障がいのある者 で規則で定める要件に該当するものがあること。</p> <p>(イ) その者又は同居する者に原子爆弾被爆者 に対する援護に関する法律（平成6年法律第 117号）第11条第1項の規定による厚生労働 大臣の認定を受けている者がいること。</p> <p>(ウ) その者又は同居する者に海外からの引揚 者（以下「引揚者」という。）で本邦に引き 揚げた日から起算して5年を経過していない ものがあること。</p> <p>(エ) その者又は同居する者にハンセン病療養 所入所者等に対する補償金の支給等に関する 法律（平成13年法律第63号）第2条に規定す るハンセン病療養所入所者等（以下「ハンセ ン病療養所入所者等」という。）がいるこ と。</p> <p>(オ) その者が60歳以上の者であり、かつ、同 居する者のいずれもが60歳以上又は18歳未満 の者であること。</p> <p>(カ) 同居する者に中学校（中等教育学校の前 期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第 7条第4項第1号において同じ。）を卒業 し、又は修了するまでの児童がいること。</p>	<p>ア 入居者が地域の自主性及び自立性を高めるた めの改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係 政令の整備等に関する政令（平成23年政令第 424号）第1条の規定による改正前の令（以下 「旧令」という。）第6条第4項で定める場合 旧令第6条第5項第1号に規定する金額</p>
<p>イ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の 場合 21万4千円（災害発生の日から3年を経 過した後は、15万8千円）</p>	<p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項 若しくは激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政 援助等に関する法律（昭和37年法律第150号） 第22条第1項の規定による国の補助に係るもの 又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する 場合において知事が災害により滅失した住宅に 居住していた低額所得者に転貸するため借り上 げるものである場合 旧令第6条第5項第2号 に規定する金額</p>
<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8千 円</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その者又は同居する者が暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77</p>	<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第6 条第5項第3号に規定する金額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しよう とする者が暴力団員による不当な行為の防止等に</p>

号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2・3 略

(入居者資格の特例)

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者(第24条の2第1項の期限の到来に伴い明渡しをしようとする者を除く。)についても、同様とする。

2 略

(入居の申込み及び決定)

第6条 略

2 略

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者

(2) 20歳未満の子と同居する配偶者のない者

(3) 5人以上の世帯又は18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者

(4)～(6) 略

(7) 障がいのある者で規則で定める要件に該当するもの(以下「障がい者」という。)

(8) 同居する者(親族に限る。)に障がい者がいる者

(9) 略

(10) ハンセン病療養所入所者等

関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2・3 略

(入居者資格の特例)

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備えている者とみなす。

2 略

(入居の申込み及び決定)

第6条 略

2 略

3 知事は、借上げに係る県営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

(2) 18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者

(3) 5人以上の世帯を構成する者

(4)～(6) 略

(7) 障害者で規則で定める要件に該当するもの(以下「障害者」という。)

(8) 現に同居し、又は同居しようとする親族に障害者がいる者

(9) 略

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2

<p>(11)～(13) 略</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者が署名又は記名押印した請書に、知事が適当と認める連帯保証人が記名押印し、これに規則で定める書類を添えて提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、<u>連帯保証人の保証を要しないものとする</u>ことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときには、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 知事は、同居者が次に掲げる事由の<u>全て</u>に該当しているときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。</p>	<p><u>条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、第6条第2項<u>及び第3項</u>の規定を準用する。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 知事が適当と認める連帯保証人の<u>連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、<u>前項第1号の請書への連帯保証人の連署を免除する</u>ことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときには、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 知事は、同居者が次に掲げる事由の<u>すべて</u>に該当しているときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。</p>
--	--

<p>(3) 略 3～5 略</p> <p>(修繕費用の負担) 第14条 <u>県営住宅等の費用又は修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(住宅の明渡請求) 第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第24条の2第1項の期限付入居決定を受けた場合において、期限が到来したとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日<u>(同項第6号の規定に該当することによる請求にあつては、期限の翌日)</u>から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>(期限付入居)</p>	<p>(3) 略 3～5 略</p> <p>(修繕費用の負担) 第14条 <u>県営住宅及び共同施設の費用又は修繕に要する費用は、次条の規定により入居者の負担とするもののほか、県の負担とする。ただし、借上げに係る県営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(収入超過者等に関する認定) 第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(住宅の明渡請求) 第24条 知事は、入居者が第1号から第6号までのいずれかに該当する場合又は同居者が第7号に該当する場合においては、当該入居者等に対し県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>県営住宅の借上げの期間が満了するとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、毎月、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>5 <u>知事は、県営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、その旨を通知しなければならない。</u></p>
--	--

第24条の2 知事は、借上げに係る県営住宅その他用途廃止、建替え等の予定日が決まっている県営住宅については、入居者の決定に併せて、期限を定めて当該県営住宅への入居を終了させ、当該期限は更新しない旨の決定（以下「期限付入居決定」という。）をすることができる。

2 期限付入居決定を受けた入居者は、期限が到来するまでに県営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、当該決定をしようとする者（次項において「入居予定者」という。）に対し、前項に規定する事項について書面により説明を行うものとする。

4 入居予定者は、前項の規定による説明を受けたときは、当該説明を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

5 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、期限が到来する日の6月前までに、期限が到来する旨及びその期日を通知しなければならない。

6 期限付入居決定を受けた入居者の同居者に対し第9条の3第1項又は第4項の承認を行う場合は、当該期限の範囲内で入居を終了させ、当該期限は更新しないものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

第4章 社会福祉法人等による県営住宅の使用

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第24条の2の2 略

(使用許可の取消し)

第24条の8 略

第5章 中堅所得者等による県営住宅の使用

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第24条の9 略

(準用)

第24条の12 第24条の9の規定による県営住宅の使用については、第3条、第4条、第6条から第9条の3まで、第10条から第18条まで及び第22条から第24条の2までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前3条」とあるのは「第24条の9」と、第10条第1項中「第21条の2第1項又は第

(社会福祉法人等による県営住宅の使用の許可)

第24条の2 略

(使用許可の取消し)

第24条の8 略

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用)

第24条の9 略

(準用)

第24条の12 第24条の9の規定による県営住宅の使用については、第3条、第4条、第6条から第9条の3まで、第10条から第18条まで及び第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「前2条」とあるのは「第24条の9」と、第10条第1項中「第21条の2第1項又は第22条

22条の2第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、第22条第1項中「第9条の4第1項、第21条第1項若しくは第21条の3第1項の規定による家賃の決定、第12条(第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第1項の規定による明渡しの請求、第21条の4の規定によるあっせん等」とあるのは「第24条の11の規定による家賃の決定、第12条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

第6章 駐車場の管理

(駐車等の禁止)

第24条の13 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 略

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の2の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる条件を備えているものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(1)・(2) 略

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者(以下この項において「使用者」という。)に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 使用者又はその同居者(第24条の2の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者)が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6)～(8) 略

2～8 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2第1項、第9条の3第1項及び第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合

の2第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、第22条第1項中「第9条の4第1項、第21条第1項若しくは第21条の3第1項の規定による家賃の決定、第12条(第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第1項の規定による明渡しの請求、第21条の4の規定によるあっせん等」とあるのは「第24条の11の規定による家賃の決定、第12条の規定による家賃若しくは敷金の減免若しくは徴収の猶予」と読み替えるものとする。

(駐車等の禁止)

第24条の13 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 略

2 前項の規定にかかわらず、第24条の2の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等であって次に掲げる条件を備えているものは、県営住宅駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(1)・(2) 略

(明渡請求)

第24条の18 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、県営住宅駐車場の使用者(以下この項において「使用者」という。)に対し、当該県営住宅駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 使用者又はその同居者(第24条の2の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために県営住宅駐車場を利用する者)が県営住宅駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。

(6)～(8) 略

2～8 略

(住宅の管理に関する規定の準用)

第24条の19 県営住宅駐車場の管理については、第24条の13から前条までに定めるもののほか、第9条の2、第9条の3第1項及び第4項、第10条、第12条、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条第1項本文、第20条、第21条の2並びに第23条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合にお

において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条の2	略	
第1項	を同居させようとするときは	に県営住宅駐車場を使用させようとするときは
略		

第7章 雑則

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅等の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。

2 略

別表第3 (第26条関係)

この条例の条項	事務の内容
略	
第24条第1項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の2第3項から第5項まで（同条第6項において準用する場合を含む。）	期限付入居決定に係る事務
略	

附 則

において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条の2	略	
	を同居させようとするときは	に県営住宅駐車場を使用させようとするときは
	公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条で定めるところにより	規則で定めるところにより
略		

(住宅管理人)

第25条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は鳥取県住宅供給公社に行わせる。

2 略

別表第3 (第26条関係)

この条例の条項	事務の内容
略	
第24条第1項及び第5項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
略	

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第7条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第7条の規定は、平成25年4月1日以降の入居者の決定について適用する。
- 3 新条例第5条第1項第2号アの(オ)の規定の適用については、平成25年4月1日前に57歳以上である者は、60歳以上の者であるものとみなす。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第86号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称、<u>職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格</u>その他専門校の運営について必要な事項を定める<u>ものとする。</u></p> <p><u>(専門校の位置及び名称等)</u></p> <p>第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 <u>専門校の行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、専門校の行う職業訓練とみなす。</u></p> <p><u>(職業訓練の基準)</u></p> <p>第3条 <u>専門校の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 訓練の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする<u>こと。</u></u></p> <p><u>(2) 訓練生の数は、訓練科ごとに50人以下と<u>す</u>ること。</u></p> <p><u>(3) 教科は、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる科目とし、その科目の訓練を適切に行うことができると認められる方法（通信の方法を含む。）を、設</u></p>	略	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第16条第3項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定める<u>ことを目的とする。</u></p> <p><u>(位置及び名称)</u></p> <p>第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

備及び職業訓練指導員により実施すること。

(4) 訓練期間は、1年以上4年以下で訓練を適切に行うことができると認められる期間とすること。

(5) 訓練時間は、1,400時間以上とすること。

(6) 訓練期間1年以内ごとに、学科試験及び実技試験を行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 専門校の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練の対象者は、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者とする。

(2) 教科は、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる科目とし、その科目の訓練を適切に行うことができると認められる方法（通信の方法を含む。）及び設備により実施すること。

(3) 訓練期間は、1年以下で訓練を適切に行うことができると認められる期間とすること。

(4) 訓練時間は、12時間以上とすること。

(専門校以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、専門校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 専門校を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校への

(利用の許可)

第3条 専門校を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第4条 専門校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の職業訓練を受けるため入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第5条 専門校の入校選考に合格した者のうち普通課

<p>入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料の徴収)</p> <p>第8条 略</p> <p>(受講料の徴収)</p> <p>第9条 <u>専門校の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。</u></p> <p>2 前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める<u>職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。</u></p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第10条 略</p> <p>(職業訓練指導員の資格)</p> <p>第11条 <u>法第28条第1項の条例で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第28条第1項の規定による都道府県知事の免許を受けた者</u></p> <p>(2) <u>職業訓練に係る教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有し、かつ、知事が指定する講習を修了したもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると知事が認める者</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 <u>この条例に定めるもののほか、専門校の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他専門校の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。</u></p>	<p>程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料の徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>(受講料の徴収)</p> <p>第7条 <u>専門校が実施する公共職業訓練で省令第9条に規定する短期課程に在籍する者(公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。)</u>に対しては、受講料を徴収する。</p> <p>2 前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める<u>訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。</u></p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第8条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第9条 <u>訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第87号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の2) 略</p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>(15)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>4 アネロイド型圧力計</u> (計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの及びアネロイド型血圧計を除く。)</td> <td><u>1個につき90円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5 略</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(265の3) 略</p> <p>(265の4) <u>持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2条第2項に規定する特定疾病（次号</u></p>	区分	金額	1～3 略	略	<u>4 アネロイド型圧力計</u> (計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの及びアネロイド型血圧計を除く。)	<u>1個につき90円</u>	<u>5 略</u>	略	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(13の2) 略</p> <p><u>(13の3) 略</u></p> <p><u>(14) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付 1件につき650円</u></p> <p>(15)～(178の2) 略</p> <p>(179) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（2の項(1)に掲げる特定計量器のうち、最小の目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同表の右欄に定める額の2倍の額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>4 略</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(180)～(265の3) 略</p> <p>(265の4) <u>魚類に係る疾病の検査（異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検</u></p>	区分	金額	1～3 略	略	<u>4 略</u>	略
区分	金額														
1～3 略	略														
<u>4 アネロイド型圧力計</u> (計ることができる最大の圧力が50メガパスカルを超えるもの及びアネロイド型血圧計を除く。)	<u>1個につき90円</u>														
<u>5 略</u>	略														
区分	金額														
1～3 略	略														
<u>4 略</u>	略														

<p>において「特定疾病」という。)の検査(異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検査に限る。) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(265の5) 魚類に係る疾病(特定疾病を除く。)の検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 アユ冷水病の検査</td> <td>1回につき28,600円</td> </tr> <tr> <td>2 ヒラメに係るクドア・セブテンブククターの検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) PCR検査</td> <td>1回につき19,900円</td> </tr> <tr> <td> (2) 検鏡検査</td> <td>1回につき15,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(265の6) 前2号に規定する検査に関する証明書の交付 1件につき420円</p> <p>(266)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	略	区分	金額	1 アユ冷水病の検査	1回につき28,600円	2 ヒラメに係るクドア・セブテンブククターの検査		(1) PCR検査	1回につき19,900円	(2) 検鏡検査	1回につき15,700円	<p>査(アユ冷水病に関する検査を除く。)に限る。) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(265の5) 魚類に係る疾病の検査のうちアユ冷水病に関するもの 1回につき28,600円</p> <p>(265の6) 魚類に係る疾病の検査に関する証明書の交付 1件につき420円</p> <p>(266)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	略
略													
区分	金額												
1 アユ冷水病の検査	1回につき28,600円												
2 ヒラメに係るクドア・セブテンブククターの検査													
(1) PCR検査	1回につき19,900円												
(2) 検鏡検査	1回につき15,700円												
略													

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第315号の2中「登録住宅性能評価機関」の次に「(以下「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、同項中第315号の4の次に次の2号を加える。

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。) 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証(低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1戸	1件につき32,000円	1件につき4,000円
2戸以上5戸以下	1件につき64,000円	1件につき9,000円
6戸以上10戸以下	1件につき91,000円	1件につき16,000円

11戸以上25戸以下	1件につき128,000円	1件につき27,000円
26戸以上50戸以下	1件につき184,000円	1件につき43,000円
51戸以上100戸以下	1件につき262,000円	1件につき76,000円
101戸以上200戸以下	1件につき357,000円	1件につき122,000円
201戸以上300戸以下	1件につき467,000円	1件につき153,000円
301戸以上	1件につき548,000円	1件につき163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1件につき101,000円	1件につき9,000円
300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下	1件につき169,000円	1件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下	1件につき262,000円	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下	1件につき336,000円	1件につき120,000円
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下	1件につき403,000円	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき469,000円	1件につき190,000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1件につき224,000円	1件につき9,000円
300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下	1件につき358,000円	1件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下	1件につき509,000円	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下	1件につき623,000円	1件につき120,000円
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下	1件につき737,000円	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき841,000円	1件につき190,000円

イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

ウ 共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建ての住宅に係るもの アの(ア)に定める額

エ 住宅以外の建築物全体に係るもの アの(ウ)に定める額

(315の6) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の戸数の増加を伴う変更に係るもの 次の(ア)から(エ)までに定める額を合計した額

(ア) 増加する住宅の戸数に応じ、前号アの(ア)に定める額

(イ) 変更する住宅（増加する住宅を除く。）の戸数に応じ、前号アの(ア)に定める額に2分の1を乗じ

て得た額

(ウ) 変更後の共用部分（増加する共用部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する共用部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(イ)に定める額

(エ) 変更後の非住宅部分（増加する非住宅部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(ウ)に定める額

イ 住宅の戸数の増加を伴わない変更に係るもの アの(イ)から(エ)までに定める額を合計した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第88号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 不妊治療料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受精卵凍結保存</td> <td style="text-align: center;"><u>1件につき</u> 42,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予防接種料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記載されているものに限る。）を持参する場合</td> <td style="text-align: center;">予防接種券に記載された自己負担金の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合</td> <td style="text-align: center;">診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の場合</td> <td style="text-align: center;">使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		受精卵凍結保存	<u>1件につき</u> 42,000円	略		区分	金額	公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記載されているものに限る。）を持参する場合	予防接種券に記載された自己負担金の額	診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額	その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 不妊治療料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受精卵凍結保存</td> <td style="text-align: center;"><u>1年につき</u> 42,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予防接種料</p> <p><u>診療報酬の算定方法により算定した薬剤費（診療報酬の算定方法に規定されていない薬剤を使用した場合にあっては、当該薬剤の購入額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額（公費助成に係る予防接種券を持参した場合において、当該予防接種券に自己負担金の額が記載されているときは、当該額）</u></p>	区分	金額	略		受精卵凍結保存	<u>1年につき</u> 42,000円	略	
区分	金額																								
略																									
受精卵凍結保存	<u>1件につき</u> 42,000円																								
略																									
区分	金額																								
公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記載されているものに限る。）を持参する場合	予防接種券に記載された自己負担金の額																								
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額																								
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療																								
区分	金額																								
略																									
受精卵凍結保存	<u>1年につき</u> 42,000円																								
略																									

	報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
--	---

5～7 略

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企業管理規程で定める長期の入院に係るもの	長期の入院に関し、健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準において控除される点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間1時間につき 10,500円

10 略

備考 略

5～7 略

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養に関し、厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（企業管理規程で定める状態等にある者の入院を除く。）	選定療養に関し、180日を超えた日以後の入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

9 略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の規定により徴収した使用料は、改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の規定により徴収したものとみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第89号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の960</u></p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 <u>1,000分の932</u></p>	<p>別表第1 行政職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から5級までである者 <u>1,000分の978</u></p> <p>(2) 職務の級が6級から9級までである者 <u>1,000分の949</u></p>
<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から6級までである者</p>	<p>別表第2 公安職給料表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 職務の級が1級から6級までである者</p>

1,000分の960

(2) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の932

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者

1,000分の960

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の932

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者

1,000分の960

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の932

1,000分の978

(2) 職務の級が7級から9級までである者

1,000分の949

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者

1,000分の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の949

イ 教育職給料表(2)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額)にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級から特2級までである者

1,000分の978

(2) 職務の級が3級又は4級である者

1,000分の949

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の960
 - (2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の932

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の960
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の932

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から3級までである者
1,000分の978
 - (2) 職務の級が4級又は5級である者
1,000分の949

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者
1,000分の978
 - (2) 職務の級が6級又は7級である者
1,000分の949

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と

認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)

- (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の960
- (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の932

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)
- (1) 職務の級が1級から4級までである者 1,000分の960
- (2) 職務の級が5級である者 1,000分の932

認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)

- (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる者の給料月額、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)
- (1) 職務の級が1級から4級までである者 1,000分の978
- (2) 職務の級が5級である者 1,000分の949

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。))を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <p>略</p> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員</p>

<p>(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>3～7 略</p>	<p>(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。)を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>3～7 略</p>
---	---

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「<u>特定任期付職員</u>」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2～6 略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。以下「<u>特定任期付職員</u>」という。)には、次の給料表(同表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。以下同じ。)を適用する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2～6 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)</p> <p>2 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)</p> <p>2 略</p> <p>(研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替え)</p> <p>3・4 略</p>

<p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者にあつては、これらの規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額に1,000分の995(職務の級が1級である職員にあつては、1,000分の960)を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 略 (人事委員会への委任)</p> <p>7 略</p>	<p>(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き研究職給料表の適用を受ける職員で、前3項の規定により定められる切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料の月額(同日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第15項から第17項まで若しくは第21項から第23項まで又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)附則第7条第1項から第3項までの規定の適用を受けていた者にあつては、これらの規定の適用がなかったとした場合の額。以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成27年3月31日までの間、新給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加えた額(職務の級が1級である職員にあつては、当該額に1,000分の978を乗じて得た額(第1号に該当する職員にあつては、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とし、第2号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。))。以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、改正後の職員の給与に関する条例第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6 略 (人事委員会への委任)</p> <p>7 略</p>
--	---

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級</p>

及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の960」とあるのは、「1,000分の968」とする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であつて、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に1,000分の982を乗じて得た額（新平成23年改正条例附則第5項第2号に該当する職員以外の職員にあつては、その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額とし、同号に該当する職員にあつては、その額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)・(2) 略

4～7 略

(人事委員会への委任)

8 略

及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新平成23年改正条例」という。）附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であつて、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものにあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)・(2) 略

4～7 略

(人事委員会への委任)

8 略

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第90号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）			
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額	
知事		月額 <u>1,178,000円</u>	知事		月額 <u>1,200,000円</u>	
副知事		月額 <u>879,000円</u>	副知事		月額 <u>895,000円</u>	
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	
	委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>152,000円</u>		委員（教育長 である者を除 く。）	月額 <u>155,000円</u>	
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,300円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>	
	委員	日額 <u>21,500円</u>		委員	日額 <u>21,900円</u>	
監査委員	常勤の監査委 員	月額535,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額	監査委員	常勤の監査委 員	月額545,000円を超え ない範囲内において 知事が定める額	
	非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員		非常 勤の 監査 委員	議会の議 員のうち から選任 された監 査委員	月額 <u>86,000円</u>
		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員		識見を有 する者の うちから 選任され た監査委 員	月額 <u>223,000円</u>	
人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>187,000円</u>	人事委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	
	委員	月額 <u>152,000円</u>		委員	月額 <u>155,000円</u>	
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>187,000円</u>	労働委員会 の委員	会長	月額 <u>190,000円</u>	
	公益委員	月額 <u>152,000円</u>		公益委員	月額 <u>155,000円</u>	
	使用者委員及 び労働者委員	月額 <u>132,000円</u>		使用者委員及 び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>	
収用委員会	会長	日額 <u>25,300円</u>	収用委員会	会長	日額 <u>25,800円</u>	

の委員	委員	日額 <u>21,500円</u>	の委員	委員	日額 <u>21,900円</u>
海区漁業調	会長	日額 <u>16,600円</u>	海区漁業調	会長	日額 <u>16,900円</u>
整委員会の	委員	日額 <u>14,600円</u>	整委員会の	委員	日額 <u>14,900円</u>
委員			委員		
内水面漁場	会長	日額 <u>16,600円</u>	内水面漁場	会長	日額 <u>16,900円</u>
管理委員会	委員	日額 <u>14,600円</u>	管理委員会	委員	日額 <u>14,900円</u>
の委員			の委員		
公安委員会	委員長	月額 <u>187,000円</u>	公安委員会	委員長	月額 <u>190,000円</u>
の委員	委員	月額 <u>152,000円</u>	の委員	委員	月額 <u>155,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,600円以内</u>	専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額 <u>9,900円以内</u>	附属機関（鳥取県男女共同 参画推進員を除く。）の委 員その他の構成員		日額 <u>10,100円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,600円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>
略			略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>72万2,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3・4 略	（給与） 第2条 略 2 教育長の給料の額は、月額 <u>73万5,000円</u> を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。 3・4 略

（土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第3条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手当の額） 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>9,900円</u> とする。	（手当の額） 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。